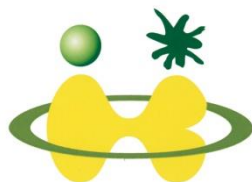


重 要 事 項 説 明 書

医 療 法 人 光 風 会

なきじん指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）



〒905-0428

今帰仁村字今泊 307 番地

介護老人保健施設和光園内

電 話：0980-56-5702

1. 事業の目的

医療法人光風会が開設するなきじん指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第 1 訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とします。

2. 施設の概要

（1）施設の名称等

施設名：なきじん指定訪問介護事業所
開設年月日：平成18年4月1日
所在地：沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊307番地
（介護老人保健施設和光園内）
電話番号：0980-56-5702
管理者名：嘉手苅 真
介護保険事業所番号：4751180003

（2）運営方針

当事業所は、要介護状態と認定された利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助、助言を行うことを目的とします。

（3）事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤
サービス提供責任者	2（兼務）	0
介護福祉士	1	0
1 級 課 程 修 了	0	0
2 級 課 程 修 了	0	3

（4）当事業所が行なっている他の業務

〔訪問介護〕 平成12年4月1日指定

3. サービスの概要

- 身体介護
入浴・排泄・食事等の介護を行ないます。
 - 生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等の日常生活上の支援を行ないます。
- ※上記のサービスは、例えばご契約者が行なう調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行ないます。

☆サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容を定めます。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行ないます。

①身体介護

○ 入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行ないます。

○ 排泄介助

…排泄の介助、おむつ交換を行ないます。

○ 食事介助

…食事の介助を行ないます。

○ 体位変換

…体位の変換を行ないます。

○ 通院介助

…通院の介助を行ないます。

②生活援助

☆介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行なうことができるように支援することを目的としています。

そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行なう調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行う等、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行ないます。

○ 調理

…利用者の食事の用意を行ないます。（ご家族分の調理は行ないません。）

○ 洗濯

…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いしません。）

○ 掃除

…利用者の居室の掃除を行ないます。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いしません。）

○ 買い物

…利用者の日曜生活に必要な物品の買い物を行ないます。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行ないません。）

4. 営業日：年中無休

5. 営業時間：8：30～17：30（受付窓口：月曜日から金曜日）

6. サービス提供時間：7：00～20：00

	通常時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
平 日	8:00～18:00	7:00～8:00	18:00～20:00	なし
土日曜、祝日	8:00～18:00	7:00～8:00	18:00～20:00	なし

7. 通常の実施区域

今帰仁村、本部町

8. 利用料金

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス 名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(独自)11 (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円/月	1,176円	2,352円
訪問型サービス(独自)12 (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円/月	2,349円	4,698円
訪問型サービス(独自)13 (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,270円/月	3,727円	7,454円
訪問型サービス(独自)21 (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービスを行なった場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,870円/月	287円	574円
訪問型サービス(独自)22 (1回につき)	1月の中で全部で5回～8回のサービスを行なった場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,790円/月	179円	358円
訪問型サービス(独自)23 (1回につき)	1月の中で全部で9回～12回のサービスを行なった場合 (事業対象者・要支援2)	2,200円/月	220円	440円
訪問型サービス(独自)短時間サービス (1回につき)	20分未満の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	1,630円/月	163円	326円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

- ☆ 月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用を計算します。
- 一 月途中から要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- ☆ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

【加算料金】

1. 初回加算（200円／月）
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
2. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）
介護職員の賃金改善、資質の向上を目的に、所定単位数に28.7%を乗じた料金を加算します。
3. 緊急時訪問介護加算（100円／回）
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護支援専門員と連携を図り、居宅介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

【その他の費用】

1. 交通費：通常の実施区域については無料です。ただし、通常の実施区域以外には、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

①事業所から、片道おおむね2km以上10km未満	100円
②事業所から、片道おおむね10km未満	200円
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

9. 緊急時の対応方法

訪問介護員は訪問介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、当該家族及び管理者に報告する。

10. 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等、及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- 2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- 3) 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

11. 苦情の処理

管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明します。

12. 苦情申立窓口

ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分
連 絡 先 電 話 0980-56-5702
FAX 0980-56-5688
担 当 者 嘉手苺 真

下記の機関でも福祉サービスや介護保険サービスについての苦情を受け付けております。

沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	所在地 沖縄県那覇市西3丁目14番18号 電 話 098-860-9026 FAX 098-860-9026
沖縄県介護保険広域連合 業務課 地域支援係	所在地 沖縄県中頭郡読谷村比謝缸55 比謝缸複合施設 電 話 098-911-7502 FAX 098-911-7506

13. 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

14. その他

訪問介護員は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 1) 医療行為
- 2) 契約者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
- 3) 契約者の家族等に対するサービスの提供

- 4) 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行なう喫煙
- 5) 契約者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- 6) その他契約者もしくはその家族等に行なう迷惑行為

<別紙>

個人情報の利用目的

(令和5年3月1日現在)

なきじん指定訪問介護事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔訪問介護事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者への照会
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

事業者：なきじん指定訪問介護事業所

説明者： 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供開始に同意しました。

利用者： 印

代理者： 印

（続柄 ）